

A - 19 チューインガム

A - 19 チューインガムの表示に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、チューインガムの表示を適正化するための事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約で「チューインガム」とは、ガムベースに必要により糖類、香料等を加えて製造した菓子類をいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、チューインガムを製造し、加工包装し、販売し、又は輸入して販売する事業者をいう。</p> <p>3 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項に規定する表示をいう。</p> <p>(必要な表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、チューインガムの容器又は包装に、次に掲げる事項をそれぞれチューインガムの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。この場合において、第1号から第5号に定める事項にあっては、一括して表示する。</p> <p>(1) 名称 (2) 原材料名 (3) 内容量 (4) 原産国名（輸入品に限る。） (5) 事業者の氏名又は名称及び住所 (6) かんだあとの措置</p>	<p>(定義)</p> <p>第1条 規約第2条第1項の「ガムベース」とは、植物分類学上アカテツ科、キョウチクトウ科、クワ科、トウダイグサ科等に属する樹木から採取された植物性樹脂、酢酸ビニル樹脂、エステルガム等チューインガムのかみかすを構成するものをいう。</p> <p>(必要表示事項の表示)</p> <p>第2条 規約第3条第1号に規定する名称の表示は、「名称」の文字の後に、チューインガムである旨を表示すること。ただし、「ガム」とすることができる。また、「名称」に代えて「品名」と表示することができる。</p> <p>2 規約第3条第2号に規定する原材料名の表示は、「原材料名」の文字の後に、使用した原材料を次に規定するところにより表示するものとする。</p> <p>(1) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的名称をもって表示すること。ただし、二種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5パーセント未満のとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかなきときは、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。</p> <p>(2) 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の規定に従い記載すること。</p> <p>3 規約第3条第3号に規定する内容量の表示は、「内容量」の文字の後に、「グラム」又は「g」とする。ただし、「枚」、「個」、「本」又は「粒」等と表示することができる。</p> <p>4 規約第3条第4号に規定する原産国名の表示は、輸入品について「原産国名」の文字の後に、原産国名を表示するものとする。</p> <p>5 規約第3条第5号に規定する事業者の氏名又は名称及び住所の表示は、「製造者」の文字の後に、製造者の氏名（法人の場合は、その名称）及び製造所の所在地を表示する。</p> <p>また、表示を行う者が加工包装業者である場合にあっては「加工者」、販売業者である場合にあっては「販売者」、輸入品にあっては「輸入者」の文字の後に、それぞれの氏名（法人の場合は、その名称）及び所在地を表示する。その他、食品衛生法に定めるところにより表示するものとする。</p>

(特定事項の表示基準)

第4条 チューインガムに、果物、木の実等の名称を用いた商品名又は果物、木の実等の絵若しくは写真を表示する場合は、次の条件に合致していなければならない。

- (1) その果実等の表示がそのチューインガムの風味の特徴を示すものであること。
 - (2) 果実等の使用量が施行規則で定める量以下であり、かつ、香料を使用しているときは、当該果物の香料を使用した旨、すなわち「香料使用」(は果物の名称)と商品名と同一視野に入るところに明示すること。ただし、果物の名称が長く表示が困難な場合、あるいは、二種類以上の果物の香料を使用したものについては、「果物香料使用」又は「フルーツ香料使用」と表示することができる。
- 2 チューインガムに「果汁入り」、「コーヒー使用」など特に表示する場合は、果汁等の使用量が施行規則で定める基準以上でなければならず、かつ、その使用量を併せて明示しなければならない。
- 3 特定の原産地のもの、有機農産物、有機農産物加工食品その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合にあっては、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して記載すること。ただし、その割合が100パーセントである場合にあっては、割合の表示を省略することができる。
- (1) 特色のある原材料が製品の原材料に占める重量の割合
 - (2) 特色のある原材料が特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合(この場合において、特色のある原材料が特色のある原材料及び特色のある原材料と同一の種類の原材料を合わせたものに占める重量の割合である旨の表示を記載すること。)
- 4 特定の原材料の使用量が少ない旨を表示する場合にあっては、特定の原材料が製品に占める重量の割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して記載すること。
- 5 国産品で原産国について誤認するおそれがあるものについては、次の基準により表示しなければならない。
- (1) 国産品で原産国について誤認するおそれがある表示とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 外国の国名、地名、国旗、紋章その他これらに類似するものの表示
 - イ 外国の事業者又はデザイナーの氏名、名称及び商標の表示
 - ウ 文字による表示の全部又は主要部分が外国の文字で示されている表示
 - (2) 前号のいずれかに該当する表示がされているものについては、「国産」又は「日本製」と明示すること。ただし、事業者の氏名に「製造者」と付記している場合

6 規約第3条第6号に規定するかんだあとの措置の表示は、「かんだあとは紙に包んでくずかごに捨てましょう」などと表示する。

7 規約第3条及び第4条の規定に基づき表示する文字の大きさは、8ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

8 規約第3条の規定にかかわらず、容器又は包装の面積が30平方センチメートル以下であるものについては、「原材料名」の表示を省略することができる。

(特定事項の表示基準)

第3条 規約第4条の規定による表示(チューインガムに果物類その他の原材料を使用している旨を商品名、絵、写真、説明文等で表示する場合は、次に掲げる基準による)。

- (1) 規約第4条第1項第2号及び第2項にいう果汁等の使用量
 - ア 果物類等にあっては、全重量の3パーセント以上
 - イ コーヒーにあっては、コーヒー生豆に換算して全重量の1.5パーセント以上
 - ウ その他の場合については、公正取引協議会の査定に基づき、公正取引委員会の承認を得た基準
- (2) 規約第4条第1項第2号にいう商品名は、最も目立つ商品名をいう。
- (3) 規約第4条第2項の『「果汁入り」、「コーヒー使用」など特に表示する場合』とは、「果汁添加」、「コーヒー含有」、「フルーツの味がいっぱい」、「フルーツジュースガム」、「レモン100」など及びその他公正取引協議会の指定する文言を使用する場合をいう。
- (4) 規約第4条の規定に基づきチューインガムに果物類の香料を使用している旨を表示している場合であっても、あたかも果物類そのものを使用しているかのように誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

は、この限りではない。

(事故品を取替える旨等)

第5条 事業者は、チューインガムの容器又は包装に、事故品を取替える旨をできるだけ表示するよう努めるものとする。

2 事業者は、チューインガムについて、小売店等流通段階における取扱上の注意事項を表示するよう努めるものとする。

(その他の表示事項等)

第6条 公正取引協議会は、第1条の目的を達成するため特に必要がある場合は、第3条、第4条及び前条に規定する事項のほか、これらの事項に関連する特定の表示事項又は表示の基準を施行規則により定めることができる。

(不当表示の禁止)

第7条 事業者は、チューインガムの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) チューインガムでないものがチューインガムであると誤認されるおそれがある表示
- (2) 成分又は原材料について事実と相違するか又は誤認されるおそれがある表示
- (3) チューインガムが保健、衛生上医薬的な効果、効用があると誤認されるおそれがある表示
- (4) 他の事業者のチューインガムを中傷し又は誹謗する表示
- (5) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、過大な容器又は包装を用いること
- (6) 賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示
- (7) 自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該チューインガムについて受けたものであると誤認されるおそれがある表示
- (8) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (9) その他チューインガムの内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(公正取引協議会の事業)

第8条 公正取引協議会(チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約第5条に規定する全国チューインガム業公正取引協議会をいう。以下同じ。)がこの規約の施行のために行う事業は、次のとおりである。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 一般消費者からの苦情処理に関すること。
- (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (7) その他、この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条若しくは第7条の規定又は第6条の規定に基づいて制定した規則に違反する事実があると思われるときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他の事実について必要な調査を行うことができる。

2 構成事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。

3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは5万円以下の

(不当表示の禁止)

第4条 次に掲げる表示及びこれらに類する表示は、規約第7条の不当表示に該当する。

- (1) 「天然チクル使用」、「天然チクルがいっぱい」など植物性樹脂について規約第3条第2号の表示(原材料表示)以外に特に表示すること。
- (2) 原材料が特に豊富に含まれているか、又は他のものより著しく優良であると誤認されるかのような文言を使用すること。
- (3) 「歯をきれいにする」、「むし歯予防」、「消化をたすける」、「疲れを防ぐ」など。
- (4) チューインガムの容器包装の中に玩具等可食物以外のものが入っている場合、この旨を文言、絵、写真などで表示しないこと。
- (5) 「最高」、「最高級」、「特選」その他これらに類似するものとして公正取引協議会で指定する文言を用いること。

<p>違約金を課し、又は除名処分をすることができる。 (違反に対する措置)</p> <p>第 10 条 公正取引協議会は、前条第 1 項に規定する違反行為があると認めるときは、その違反行為を行った構成事業者に対し、その違反行為を排除すべき旨及びその違反行為と同様又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実行すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認められるときは、当該事業者に対し、50 万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第 3 項又は本条第 1 項若しくは第 2 項の規定により、警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。</p> <p>(施行規則)</p> <p>第 11 条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 この規約の変更は、規約変更の認定告示があった日(平成 13 年 2 月 23 日)から施行する。</p> <p>2 この規約の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この施行規則は、規約変更の認定告示があった日(平成 13 年 2 月 23 日)から施行する。</p> <p>2 この施行規則の施行前において事業者がした行為については、なお従前の例による。</p>
---	---